

令和三年十一月十六日提出
質問 第三三三号

朝鮮総連からの債権回収に関する質問主意書

提出者 松原 仁

朝鮮総連からの債権回収に関する質問主意書

株式会社整理回収機構は平成二十九年、在日本朝鮮人総聯合会（朝鮮総連）に対し、約九百十億円の支払いを求める訴えを東京地方裁判所に提起した。被告の朝鮮総連は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しなかったため、裁判所は、被告において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなし、全額の支払いを命じた。

右の債権について、政府の把握するところを答弁されたい。

- 一 判決が確定した日から現在まで、幾ら回収できたか。
- 二 判決が確定した日から現在まで、遅延損害金は幾ら発生したか。
- 三 現在、朝鮮総連が負担する債務は幾らか。
- 四 朝鮮総連は債務弁済について、誠実な姿勢をみせているか。
- 五 朝鮮総連は、東京都小平市の朝鮮大学校について、ホームページで「財産」であると表現している。同校および教職員宿舎の敷地のうち一万七千坪以上を、朝鮮総連関連組織が無抵当で所有しており、市価は百億円以上であるが、朝鮮総連は債務弁済のため売却しようとしているか。

六 朝鮮総連が債務弁済について誠実な姿勢をみせていないならば、法秩序の維持の観点からも、朝鮮総連に対して破産手続開始の申立てをすべきと考えるが、政府の見解如何。
右質問する。